

特別児童扶養手当の御案内

特別児童扶養手当とは

精神、知的または身体障害等(内部障害を含む。)で、政令に定める程度以上の障害(別表参照)の状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当を支給するものです。

※別表に該当する程度の障害があり、障害の原因となった傷病がなおった状態または症状が固定した状態にある児童が対象となります。

どのような人が手当を受けられるのですか？

日本国内に住所があり、精神、知的または身体障害等(別表に該当する程度)の状態にある児童を監護している、父、母または父母に代わってその児童を養育している人が、特別児童扶養手当を受けることができます。

※監護とは:対象児童の生活について種々配慮し、日常生活において対象児童の衣食住などの面倒をみていること。

次のような場合は、手当は支給されません

- 児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- 児童が障害を事由として厚生年金などの公的年金を受けることができるとき。

別表 政令で定める障害とは

1 級		2 級	
1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの	1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
2	一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの	2	一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの	3	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
4	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	4	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
5	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	5	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
6	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	6	平衡機能に著しい障害を有するもの
7	両上肢の全ての指を欠くもの	7	そしゃくの機能を欠くもの
8	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	8	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
9	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	9	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
10	両下肢を足関節以上で欠くもの	10	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
11	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	11	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	12	一上肢の全ての指を欠くもの
13	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	13	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
14	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	14	両下肢の全ての指を欠くもの
		15	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
		16	一下肢を足関節以上で欠くもの
		17	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
		18	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
		19	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		20	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※別表に該当するかどうかは、提出された診断書などから、総合的に判断されます。

手当の額はどのくらいですか？(令和5年4月から)

- 重度障害児の場合(別表1級)・・・1人につき月額53,700円
- 中度障害児の場合(別表2級)・・・1人につき月額35,760円

所得の制限はありますか？

請求者及びその扶養義務者等の前年の所得が、次の限度額以上である場合は、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の支給は停止されます。

扶養親族等の数 (16歳未満の児童も含まれる)	前年分所得		
	請求者	配偶者及び扶養義務者	備考
0人	4,596,000円	6,287,000円	以下、請求者の場合1人増すごとに380,000円、 配偶者等の場合1人増すごとに213,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円	
2人	5,356,000円	6,749,000円	
3人	5,736,000円	6,962,000円	
4人	6,116,000円	7,175,000円	

- ※1 請求者に老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、該当者1人につき限度額に100,000円を加算、特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は250,000円を加算
- 2 配偶者等に老人扶養親族がある場合は、該当者1人につき限度額に60,000円を加算(扶養親族が老人のみの場合は2人目から)
- 3 請求者及び配偶者の双方が給与所得を得ている場合、原則、所得の高い方が受給資格者となります。

所得額 = 年間収入額 - 必要経費(給与所得控除額等) - 80,000円(社会・生命保険料相当額) - 下記の諸控除

●諸控除(道府県民税について、地方税法に規定する諸控除を受けている場合の控除額)

請求者		配偶者・扶養義務者	
控除の種類	控除額	控除の種類	控除額
障害者控除	270,000円	障害者控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円	特別障害者控除	400,000円
勤労学生控除	270,000円	勤労学生控除	270,000円
寡婦(夫)控除	270,000円	寡婦(夫)控除	270,000円
特別寡婦控除	350,000円	特別寡婦控除	350,000円
雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別控除は控除の相当額			
肉用牛の売却による事業所得に係る免除を受けた場合の当該免除に係る所得の額			

- ※1 扶養義務者とは、民法第877条第1項(直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務がある)に定める方です。
- 2 控除対象扶養親族とは、課税年度の前年の12月31日時点で16歳以上19歳未満で一定の要件を満たした方をいいます。

手当の支給方法はどのようになっていますか？

手当の支給はご提出いただいた書類の審査が終わり、川崎市長の認定を受けた後に開始されます。原則として、申請をした月の翌月分から支給となります。

支給方法は、ご指定の金融機関の口座に振込となります。

支給日は、各支払期の11日です。(11日が土曜・日曜・休日にあたる場合はその前日になります。)

支払期	支払の対象となる月
4月	12月～3月
8月	4月～7月
※12月	8月～11月

※12月支払期のみ、11月11日が支給日となります。

所得状況届について

所得状況届は、前年の所得の額によって、その年の8月から翌年7月までの手当を支給するかどうかを審査するため、年1回提出していただくものです。届出期間(8月12日から9月11日まで)を過ぎると手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

また、**未提出のまま2年間経過すると、「手当を受ける権利」がなくなります。**再度、手当を受けたい場合には、改めて新規の申請が必要になりますので、ご注意ください。

有期認定について

有期認定とは、対象児童の障害の状態について、一定の期間を設けて受給資格を認定することです。

一定の期間が経過すると、引き続き手当が受けられるかどうか、再度認定が必要となります。有期期限までに診断書(原則として有期期限の当月、または前月中に診断を受けたもの)等を提出してください。

なお、障害の種類によっては診断書を省略できる場合がありますので、詳しくはお住まいの地区の区役所高齢・障害課障害者支援係、地区健康福祉ステーション高齢・障害担当へご相談ください。

※提出期限までに診断書が提出されないときは、診断書が提出されるまでの間の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

手当を受ける手続きは？

手当を受けるには、お住まいの地区の区役所高齢・障害課障害者支援係または地区健康福祉ステーション高齢・障害担当の窓口で次の書類を添えて申請してください。

新規認定請求に必要な書類等

- ① 請求者及び対象児童の戸籍謄本または戸籍抄本(交付日から1ヵ月以内のもの)
- ② 世帯分離等の同居者がある場合は、世帯全員の住民票の写し(マイナンバーの提示があれば省略可)と、受給者との関係が分かるもの(戸籍謄本等:①の提出書類の中で確認することが出来れば省略可能)
- ③ 対象児童の障害程度についての医師の診断書(所定の様式で作成日から2ヵ月以内のもの)
※療育手帳(A1又はA2)、身体障害者手帳[1級から概ね3級まで。ただし、視覚障害(視野狭窄は除く)、聴覚障害、肢体不自由(欠損の場合のみ)、音声・言語障害等]をお持ちの方は、診断書を省略できる場合があります。
- ④ 請求者本人名義の預金通帳等(銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かるもの)
※公金受取口座を利用する場合は不要です。
- ⑤ マイナンバーの確認に必要な書類
※個々の事情によっては、この他にも書類の提出が必要となる場合がありますので、詳しくはお住まいの地区の区役所高齢・障害課障害者支援係、地区健康福祉ステーション高齢・障害担当へお問合せください。

その他の届出について

住所・氏名・支払口座などの変更があったとき、所得状況が変わったとき、対象児童の数に増減があったとき、障害の状態に変化があったときなどは届出が必要です。

なお、所得状況の変更について、速やかに届出を提出せず、所得制限を超えていたことが後ほど判明した場合、手当の返還が発生する場合があります。

また、支給停止となっていた方について、修正申告などによって、所得制限限度額内となった場合は、所得状況の変更の届出後に、時効の範囲内において遡及して支給します。

※身体障害者手帳や療育手帳の等級が変更になった場合、手当の等級が変わることがありますので、すぐにお住まいの地区の区役所高齢・障害課または地区健康福祉ステーション高齢・障害担当へご連絡ください。

受給資格がなくなったときは

次のような場合は受給資格がなくなりますので、すぐにお住まいの地区の区役所高齢・障害課または地区健康福祉ステーション高齢・障害担当へ届け出てください。

受給資格がなくなった後に受け取った手当につきましては、返還していただくこととなりますのでご注意ください。

- ① 対象児童が、児童福祉施設等に入所したとき(※)
- ② 対象児童の障害の程度が、手当の基準に該当しなくなったとき
- ③ 受給資格者や対象児童が、日本国外に転出したとき
- ④ 受給資格者が、対象児童の監護をしなくなったとき
- ⑤ 受給資格者が、対象児童の父母以外である場合に、対象児童と別居したとき
- ⑥ 対象児童が、障害を事由とする公的年金を受けるようになったとき
- ⑦ その他(証書の記載事項を参照してください。)

(※) 児童福祉施設等に入所した場合は、児童相談所から「措置決定通知」や「受給者証」等が交付されます。

(障害者総合支援法などに定める入所施設への入所も含まれます。)

施設の中には病院や学園という名称のものがあります。入所、入院先が受給資格の喪失にあたるかどうか分からないときは、お住まいの地区の区役所高齢・障害課障害者支援係または地区健康福祉ステーション高齢・障害担当へお問い合わせください。

■ お 問 合 せ 先 ■

特別児童扶養手当の申請手続等については、お住まいの地区の窓口へ
【川崎市市外局番044】

■川崎区役所 高齢・障害課障害者支援係

電話 201-3215 FAX 201-3291 川崎区東田町8

■大師地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当

電話 271-0162 FAX 271-0128 川崎区東門前2-1-1

■田島地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当

電話 322-1984 FAX 322-1995 川崎区鋼管通2-3-7

■幸区役所 高齢・障害課障害者支援係

電話 556-6654 FAX 555-3192 幸区戸手本町1-11-1

■中原区役所 高齢・障害課障害者支援係

電話 744-3265 FAX 744-3345 中原区小杉町3-245

■高津区役所 高齢・障害課障害者支援係

電話 861-3252 FAX 861-3249 高津区下作延2-8-1

■宮前区役所 高齢・障害課障害者支援係

電話 856-3304 FAX 856-3163 宮前区宮前平2-20-5

■多摩区役所 高齢・障害課障害者支援係

電話 935-3296 FAX 935-3396 多摩区登戸1775-1

■麻生区役所 高齢・障害課障害者支援係

電話 965-5159 FAX 965-5206 麻生区万福寺1-5-1

■健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

電話 200-2653 FAX 200-3932 川崎区宮本町1